

平成30年分 給与所得者の扶養控除等申告書の記載例

この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。 一定の要件の下、個人番号の記載が不要となる場合があります。 2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書の提出」を提出している場合に○を付けます。

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

あなたの住所用 平成30年 10月 42年 10月

あなたの氏名 佐藤 和夫 氏名 佐藤 和夫

あなたの個人番号 11223344556666

あなたの住所 東京都千代田区霞が関3

あなたの配偶者の氏名 本人

あなたの配偶者の住所 無

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない親族

区分等	フリガナ	個人番号	生年月日	住所又は居所
源泉控除対象配偶者(注1)	サトウ ヨウコ 佐藤 洋子	223344	70.00	東京都板橋区大山東町35-1
源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。	サトウ マチ	9・2・4	特定扶養親族	1234 Kokuzei Street, . . . USA
控除対象扶養親族(16歳以上)(平15.1.1以前生)	サトウ タカオ 佐藤 隆雄	334455667788 445566778899	14・3・30 15・5・8	300,000円

【源泉控除対象配偶者】あなた（平成30年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。）で平成30年中の所得の見積額が85万円以下の人が源泉控除対象配偶者に該当します。

源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載します。

控除対象扶養親族が、年齢19歳以上23歳未満（平成8年1月2日～平成12年1月1日生）の場合にチェックを付けます。

源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます（親族関係書類の添付等が必要です。）。

控除対象扶養親族が、年齢70歳以上（昭和24年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。  
①その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒「同居老親等」  
②その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成15年1月1日以前生）の扶養親族を記載します。

「A」欄には、源泉控除対象配偶者の氏名などを記載します。  
※あなたに源泉控除対象配偶者に該当する人がいない場合には、「A」欄に記載する必要はありません。

左記の障害者等に該当する（人がいる）場合、その該当する事実やその人の氏名を記載します。

【同一生計配偶者】あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人などを除きます。）で、平成30年中の所得の見積額が38万円以下の人が同一生計配偶者に該当します。同一生計配偶者で障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。

年齢16歳未満（平成15年1月2日以後生）の扶養親族も対象となります。

あなたが寡婦、特別の寡婦、寡夫、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。

【源泉控除対象配偶者】所得の見積額が85万円を超える人は、源泉控除対象配偶者には該当しません。  
【控除対象扶養親族】所得の見積額が38万円を超える人は、控除対象扶養親族に該当しません。

(参考) ①収入が給与所得のみの場合の給与等の収入金額と所得金額の関係（具体例）は次の表のとおりです。

給与等の収入金額	所得金額
11,200,000円	9,000,000円
1,500,000円	850,000円
1,000,000円	380,000円

②収入が公的年金等に係る雑所得のみの場合の公的年金等の収入金額と所得金額の関係（具体例）は次の表のとおりです。

公的年金等の収入金額	所得金額
65 1,633,334円	850,000円
1,080,000円	360,000円
65 2,050,000円	850,000円
1,580,000円	360,000円

○住民に関する事項

氏名(フリガナ)	個人番号	生年月日	住所又は居所	異動月日及び事由
1 佐藤 隆	556677889900	16・10・15	東京都板橋区大山東町35-1	
2				
3				

年齢16歳未満（平成15年1月2日以後生）の扶養親族を記載します。

国内に住所を有しない扶養親族

○「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

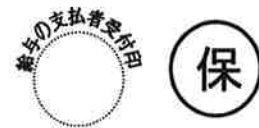
提出を受けるために提出するものと、及び扶養親族に該当する人がいない人も提出することを義務付けていません。

# 平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

所轄税務署長 麹町  
 給与の支払者の名称(氏名) 株式会社 ○○○○  
 給与の支払者の法人番号 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8  
 給与の支払者の住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1

(フリガナ) あなたの名 渡辺 正  
 あなたの住所又は居所 東京都港区芝5-8-1



この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記します。給与の支払者が個人の場合は、給与の支払者の個人番号を付記する必要があります。

保険金等の受取人はあなた本人又はあなたの配偶者や親族であることが必要です。

保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。

種類	氏名	年齢	新・旧	金額
●●生命	渡辺 正	10年	新	25,000
●●生命	渡辺 弘美	10年	旧	80,000

支払った保険料の新旧区分ごとの合計金額を記載してください。	25,000円 × 1/2 + 10,000円 = 22,500円 【計算式Ⅰ(新保険料等用)】	80,000円 × 1/4 + 25,000円 = 45,000円 【計算式Ⅱ(旧保険料等用)】	合計 67,500円
-------------------------------	---	---	------------

(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A	25,000円	(b)のうち旧保険料等の金額の合計額 B	80,000円	合計 C	80,000円
----------------------	---------	----------------------	---------	------	---------

(a)の金額を下の計算式Ⅰ(新保険料等用)に当てはめて計算した金額 ①	22,500円	(b)の金額を下の計算式Ⅱ(旧保険料等用)に当てはめて計算した金額 ②	45,000円	①+②	45,000円
-------------------------------------	---------	-------------------------------------	---------	-----	---------

(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D	90,000円	(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E	30,000円	合計 F	40,000円
----------------------	---------	----------------------	---------	------	---------

計算式Ⅰ(新保険料等用)※	計算式Ⅱ(旧保険料等用)※	生命保険料控除額計(④+⑤+⑥)	120,000円
---------------	---------------	------------------	----------

地震保険料	種類	金額
××火災	地震(建物) 5年	42,000円
▲▲火災	積立傷害 12年	14,800円

④のうち地震保険料の金額の合計額	42,000円
⑤のうち旧長期損害保険料の金額の合計額	14,800円
地震保険料控除額	50,000円

社会保険料の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額
合計(控除額)			

小規模企業共済等掛金控除の種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計(控除額)	

◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※ 控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。  
 (源泉徴収義務者の方へ) 支払った保険料等の金額の合計額を源泉徴収票の所定の欄に転記してください。

